選挙市民審議会第1部門中間答申素案(<様式1>に従ったメモ)

6) 立会演説会の復活/公開討論会

濱野道雄

1 現行法の歴史的な経緯

1983年の法改正まで、複数の候補者が同一時間、同一会場で行う立会演説会とその関連 事項について、かつての公職選挙法の第 151条から第 160条には定められており、立会演 説会の開催は義務付けられていた。現在は廃止されているかつての第 152条及び第 153条 は次の通りであった。

第152条 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙については、 この法律の定めるところにより公営の立会演説会を行う。

第 153 条 立会演説会は、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、都道府県の 選挙管理委員会が指定する市町村において開催する。

これらの条文が廃止された理由として、候補者が演説する際にその支持者のみが会場に 集まり、その演説が終わると退席する、あるいは対立候補への野次を飛ばす等、「公職の 候補者の政見を選挙人に周知させるため」という目的から外れ、立会演説会が形骸化して いったこと等があげられている。

2 現行法の概要/問題点/改革課題/論点の整理

この法改正の結果、選挙期間中に第三者が主催する立会演説会は禁止された状態になっている。複数の候補者が合同で個人演説会を行う形での合同演説会は可能であるが、その実施例は多くない。NGO リンカーン・フォーラム等がこの合同演説会や、選挙期間前の立会演説会に代わるものとして公開討論会を企画、支援しているのみである。

2003 年 9 月に、当時衆議院議員であった大出彰氏が「有権者が選挙において投票する候補者を政策本位で決めるとすれば、そのためには各候補者の掲げる政策の違いを明確に認識し、それらを比較検討することが必要となる。複数の候補者による合同演説会はまさにこのための場を提供するものであり、これがひいては有権者の政治的関心を喚起し投票率の上昇にもつながっていくことが期待される」とした上で、「立会演説会を復活させることはできないと考えているか」との質問に対して、当時の首相、小泉純一郎氏は「立会演説会制度を復活させることについては、選挙運動の在り方にかかわる問題であり、立会演

説会制度が廃止された経緯を踏まえ、各党各会派において十分議論していただく必要があるものと考えている」と答弁している。よって各党による議論、そして市民自身の議論によって、この立会演説会の復活、更にはより政策本位かつ有権者に開かれた選挙にするための公開討論会の設置が検討され得るだろう。

現行法の問題点として、政策本位の選挙が行われる前提となる、各候補者の政策比較が行われる場が少なくなってしまうことが挙げられる。その結果、背景に組織や人脈を多くは持たない新人やマイノリティーを代表する候補には不利な選挙が行われることになる。また有権者にとって、その投票がどのような社会をつくることにつながるのかということが理解されにくくなるため、選挙への関心が落ち、「お任せ民主主義」状態を生み出す傾向を生む。特に新たに有権者となった20歳以下の人々の、憲法に保障された参政権に基づく「知る権利」の保障のために、各候補者の政策案を知り比較検討できる場の確保を選挙管理委員会が行う、あるいは民間団体に許可することは重要であろう。このような選挙の方法は、アメリカの大統領選挙討論会やイギリスの公開討論会などの例を見るに、国際的にも支持されるものであろう。

上記の理由から、立会演説会を公職選挙法に抵触しないものとして復活、発展させることが求められる。その際の改革課題としては、1983年以前の問題点の克服と、より開かれた政策本位の選挙にしていくための創造的改革の両方が考えられる。以下、論点を整理していく。

1983年以前の問題点の克服として、立会演説会が再び形骸化しないためのいくつかのルールを設定する必要があるだろう。例えば上記リンカーン・フォーラムでは「2時間の討論時間は、基本的に有権者の出入りは禁止し、野次や暴言は厳しく取り締まることで、完全公平な運営を心がける」としているが、適切な細則のための条文が公職選挙法にも求められるだろう。例えば1983年以前の、現在は廃止されている第159条には「市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだる者があるときは、これを制止し、命に従わないときは会場外に退去させなければならない」とあったが、同様の条文とそのための細則が必要に思われる

更に、より開かれた政策本位の選挙にしていくために、新しく生まれるだろう論点を考えてみたい。まず候補者が一方的に演説する従来の立会演説会の復活なのか、候補者同士が政策論をたたかわせる公開討論会を設置するかである。この点について、より開かれた

政策本位の選挙のためには、公開討論会の方が望ましいであろうと考える。

更に候補者同士だけではなく、有権者の意見を候補者が吸い上げるためにも、参加した 有権者との討論も行われるのが良い。ただし議場を徒に混乱させないための細則は必要と なろう。

次に主催者だが、1983 年以前にあったように選挙管理委員会なのか、民間団体の自発的 主催によるものも認められるべきか。この点について、「お任せ民主主義」を超えて、真 の民主主義的選挙の実現のためには、民間団体の主催によるものも認められるべきであろ うと考える。

また立会演説会/公開討論会に出席する責任をもつ候補者の範囲をどう設定するか。この点に関しては、1983年以前のかつての規定同様に、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙に限定することが現実的に思われる。地方選挙全般にこの公開討論会を義務付けるなら、その候補者数の多さから混乱を生じるであろう。

最後に立会演説会/公開討論会に有権者がどのように参与できるのか。2013年の公職選挙法改正によりインターネットよる選挙運動が一部解禁されたが、立会演説会/公開討論会においても最大限インターネット等、メディアの活用が認められるべきであろう。特にインターネットの活用は若い世代の有権者にとっては有益な方法に思われる。またテレビの活用も、アメリカの大統領選における公開討論会の例のように、有益であろう。